

修学資金貸付事業のご案内

滝上町では、将来の滝上町の医療を支える人材を育成するために、修学資金の貸付事業を行っています。

■ 滝上町保健医療関係職員修学資金貸付事業

(貸付の対象となる方)

将来、滝上町の職員として勤務するために次の学校・養成施設に在学する方

- (1) 薬剤師法に基づく学校・養成施設
- (2) 診療放射線技師法に基づく学校・養成施設
- (3) 臨床検査技師等に関する法律に基づく学校・養成施設
- (4) 保健師助産師看護師法に基づく保健師・看護師を養成する学校・養成施設

(貸付金額等)

正規の修学期間内に月額10万円以内(最大480万円)の修学資金を無利子で貸し出します。また、卒業後に修学資金の貸付期間以上の期間を勤務されれば、返済の必要はありません。

■ 看護師学校養成所2年課程(通信制)修学資金貸付事業

(貸付の対象となる方)

准看護師の免許を持つ方で、滝上町国民健康保険病院の職員として在職(在職予定を含む)する方で、看護師養成所2年課程(通信制)に進学する方

(貸付金額等)

正規の修学期間内に月額5万円以内(最大120万円)の修学資金を無利子で貸し出します。また、卒業後に修学資金の貸付期間以上の期間を勤務されれば、返済の必要はありません。